

## 湯沢町手話言語条例

平成 31 年 3 月 22 日

条例第 10 号

手話は音声言語である日本語とは異なり、手指や身体の動きを使って視覚的に表現する言語であり、ろう者は、必要な情報を取得し、コミュニケーションを円滑にするなど、社会参加をするうえで欠かせない言語として手話を使用してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、手話の普及及びろう者への理解の促進への取組は十分とはいえない状況である。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を広げることにより、町民や訪れる観光客などが安心して過ごせる湯沢町を目指すため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に関し、基本理念を定め、湯沢町(以下「町」という。)、町民及び事業者の責務又は役割を明らかにするとともに、施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定めることにより、すべての町民が共に生き、健やかに安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「ろう者」とは、聴覚に障がいがあり、日常の意思疎通において手話を使用する者をいう。

2 この条例において「ろう者等」とは、ろう者、難聴者、中途失聴者その他の障がいのため意志疎通を図ることに支障のある者をいう。

(基本理念)

第 3 条 手話への理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境の整備は、町民一人ひとりが手話は言語であり、ろう者が意思疎通を円滑に図るための手段であることを認識し、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として行われなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は、基本理念に基づき、ろう者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な配慮を行うとともに、手話に対する理解及び普及を図り、手話を使用しやすい環境を整えるための施策を推進するものとする。

(町民の役割)

第 5 条 町民は、基本理念に基づき、手話及びろう者等に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するとともに、誰もが健やかに安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、ろう者等にとって利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるとともに、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第7条 町は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定により策定する湯沢町障がい者計画において、[次の各号](#)に掲げる施策を定め、推進するものとする。

- (1) 手話への理解及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報の発信及び取得に関する施策
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (4) [前各号](#)に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

2 町は、[前項](#)に規定する施策の推進にあたり、ろう者等関係者の意見を聴くものとする。

(緊急時及び災害時の対応)

第8条 町は、緊急時及び災害時において、ろう者等に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第9条 町は、手話に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。